

# 平成 27 年度 奈良労働局就職支援セミナーの

## 業務委託に関する仕様書

### 1 目的

奈良労働局が指定する地域において、雇用保険受給資格者（雇用保険法（昭和 49 年 12 月法律第 116 号）第 15 条第 1 項に規定する受給資格を有する者。以下「受給資格者」という。）の再就職を実現するため、求職活動の進め方、自己理解、応募書類の作成、面接技法の向上等に係る講義・実習を内容とした就職支援セミナー（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、これら求職者に必要な知識や技法を習得させ、円滑な求職活動の促進を図り、もってその早期再就職の可能性を高めようとするものである。

### 2 件名

平成 27 年度奈良労働局就職支援セミナーの実施運営に伴う業務一式

### 3 委託内容

- (1) 講師の手配（講師謝金及び旅費を含む）
- (2) 会場の確保（会場使用料を含む）
- (3) セミナー内容の構成及びテキスト作成
- (4) セミナー周知用リーフレット及びポスターの作成と各安定所への配布（作成費用を含む）
- (5) セミナー当日の運営業務
- (6) セミナーの開催結果報告
- (7) その他セミナーの企画、運営に係る業務

### 4 具体的な内容

#### (1) 対象者

公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職登録を行っており、かつ公共職業安定所長が必要と認める者（受給資格者に限る）。

#### (2) 実施対象期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間とし、次の公共職業安定所で 252 回開催すること。

ア 奈良公共職業安定所	96 回
イ 大和高田公共職業安定所	72 回
ウ 桜井公共職業安定所	24 回
エ 下市公共職業安定所	12 回

オ 大和郡山公共職業安定所 48回

(3) 開催場所

原則として、公共職業安定所会議室を会場とする。予定していた公共職業安定所の会議室が使用できないケースが生じた際には、職業安定課担当者及び安定所担当者と協議し、開催日時の変更を行うものとする。ただし、公共職業安定所の会議室が確保できない場合は、受託した事業者（以下「受託者」という。）が用意した会場とする。会場については次の条件を満たすようにすること。

ア 交通の利便性が良い施設を検討すること。

イ 公的機関等（国、地方公共団体及びその外部団体、商工会議所等）の施設を優先に検討すること。

ウ 定員である30名程度を収容できる会場であること。

エ 冷暖房設備が完備されていること。

オ 都心部又は幹線道路の側にある施設については、防音のための設備が整っていること。

カ セミナー開始の少なくとも30分前までには入室できる施設であること。

キ 暴力団関係施設、特定の宗教団体、政治団体が管理・所有する施設及びその他公的性格を有する本セミナーを円滑に実施するに当たって支障となる事項がある施設でないこと。

(4) 内容

セミナーは2コース（基本コースと演習コース）とし、本人が希望するコースを受講できるものとし、各コースの内容は次のとおりとする。なお、両コースとも、セミナー終了後に、受講者からの質問時間及び受講者同士のフリートーキングの時間を10分程度設けること。

ア 基本コース（2時間、定員30人程度）

当該コースは、受講者に対して労働市場の現状や自分が置かれている状況等を認識させ、就職への動機付けを行うとともに、就職に必要な基本的な事項について理解させることができる内容とする。講師による講義（座学）を中心とするが、抽象的な内容とならないように配慮し、具体的な事例を取り入れるなどして受講者に分かりやすいものとする。

(ア) 自己分析と就職活動の方法（Iコース）

a 自己分析に関すること

職務の棚卸とアピールポイントの探し方などキャリアプランニングにより、求職活動を行うために必要となる自己についての理解を深めること。（経歴の棚卸の意義、長所・短所の発見、成功・失敗体験から。）

b 求職活動の方法に関すること

適職選択を目的とした労働市場における自己の位置づけの分析、雇用環境の理解、求職活動方法の基礎知識の獲得、具体的な応募活動といった再就職までの過程について説明すること。

### ①求職活動の心構え

再就職のための前向きな動機づけ、意識の向上等、今後、求職活動を行っていく上で留意すべき点等を提示すること。

### ②労働市場に関すること。

労働市場圏内における雇用失業情勢の現状（平均的な賃金水準、有効求人倍率等）、業種、職種毎の採用動向（業種毎の求人動向、求められる人材像等）及び労働市場の状況に係る把握方法等について、具体的に説明すること。

なお、特に雇用失業情勢の現状については、最新の各種指標を用いること。

### ③求職活動の方法

安定所をはじめとする、再就職に役立つ機関や様々なツール（失業認定日における窓口相談、人材銀行、ハローワークセミナー、応募書類添削、面接トレーニング等）について説明すること。

## (イ) 応募書類の書き方（Ⅱコース）

実際の求人応募を成功させるための履歴書・職務経歴書の書き方や求職活動に失敗する要因とその改善策等、具体的な求職活動の方法を教示すること。

### a 魅力的な履歴書、職務経歴書作成

履歴書・職務経歴書・添え状・送付用封筒等を作成する上で留意すべき点について説明すること（説明に際しては、説明事項により複数の選択肢があることに留意し、例外を許容しないほどに受講者の行動を強く拘束する決めつけた表現は避けること。）。

#### ① 履歴書・職務経歴書を作成に関すること

求職者自身に履歴書作成の演習を実施すること。また履歴書を作成している求職者には職務経歴書の作成を促すこと。（演習中は講師及びその補助を行うサブ講師が巡回し、個別に指導等も行うこと。）。

#### ② 履歴書・職務経歴書の添削に関すること

求職者自身が作成した履歴書・職務経歴書を講師及びサブ講師が添削を実施すること。

#### ③ 安定所における履歴書・職務経歴書の添削に関すること

セミナーを受講した後に添削等を希望する参加者のために、安定所相談窓口においても履歴書・職務経歴書のアドバイス、添削サービスを実施していることを周知し、その利用勧奨を図ること。

## (ウ) 面接の受け方（Ⅲコース）

### a 面接での自己アピールに関すること

面接時に自己を的確にアピールするための方法について説明すること（面接官が観察する事項、質問する事項等の具体的事例を挙げ

て説明すること。)

- ① 応募時・面接時・採否結果が出るまでの間の注意事項やビジネスマナーについて説明すること。
- ② 面接のロールプレイに関すること。

面接のロールプレイをできるだけ実施すること。(ロールプレイ実施の際には、職務と関わりのない質問、公正採用選考の考え方から逸脱した質問等が行われることのないよう注意すること。またロールプレイを希望しない受講者には実施しないこと。なお、ロールプレイにおいては、可能な範囲で求職者が模擬面接官の目線が経験できるよう工夫すること。)

#### (E) 中高年齢者の求職活動 (IVコース)

中高年齢者を取り巻く雇用失業情勢の現状(平均的な賃金水準、有効求人倍率等)、業種、職種毎の採用動向(業種ごとの求人動向、求められる人物像等)及び労働市場の状況に係る把握方法等について具体的に説明すること。

#### イ 演習コース(2時間、定員20人程度とし、グループワーク等を一部に取り入れ設定すること)

当該コースは、グループワークやロールプレイといった手法を取り入れることにより、受講者が実際に体験できる内容とし、実習を通して、受講者が自ら気づきながら就職に必要な知識や技法を学ぶことができる内容とする。

なお、受講者に一定の課題を与える場合には、受講者の基本的人権等に配慮し、課題の趣旨が理解できるようにすること。

また、いずれのコースも1グループは10名程度とし、複数のグループが構成される場合は、複数の講師で対応すること。

#### (7) 企業の求める人材とは (Aコース)

求人企業の立場から見た、求められる人材、企業が求める職種別の能力・スキルを具体的な事例で紹介し、人事担当者の目線で、効果的な自己アピール方法をアドバイスする。フリートーク形式またはグループワーク形式を用いて、求職者個々が効果的な自己アピールができるように工夫すること。

#### (4) コミュニケーション能力アップ講習 (Bコース)

若年者を主な対象としコミュニケーション能力の重要性と自己表現の方法についての座学形式の講習を行った後、グループワーク形式等を用いて、参加者同士のコミュニケーション実習を行わせ、面接時に効果的な自己表現を行えるよう、テーマの理解を深めていくこと。

#### (5) 講師の手配

セミナーを実施するにあたり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師として、以下の要件を満たしている者をセミナー毎に

1人以上を手配すること。その際、事前に労働局職業安定部職業安定課（以下「職業安定課」という。）の承認を受けなかった者を講師とすることは原則認めないものとする。また、受託期間中に講師の交替を行う場合には1週間までに職業安定課の承認を受けること。

ア キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の有資格者又は人事労務管理者等求人者側として採用面接を行った経験等を有し、上記セミナーの内容・目的を的確に達成できると考えられる実務経験者。

イ 求職活動に関するセミナー講師の経験が3年以上で、かつ、延べ講義時間数50時間以上、延べ受講者数500人以上の講師経験を有すること。又は、就職支援機関（公的機関以外も含む）における就職支援業務の職務経験が3年以上あること。

なお、セミナーの実施に当たっては、定期的に講師間で講義内容の調整を行うなどにより、各講師による説明内容の隔たりをなくし、説明内容の標準化に努めることとするが、労働局担当者が実際のセミナー実施状況を確認した結果、労働局が求める水準に達していないと認められる場合又は受講者のアンケート調査の中で評判の悪い場合等については、講師を変更するものとし、変更に伴う経費は、受託者が負担するものとする。

(6) セミナーを実施するに当たり、講師以外にセミナーの準備作業、受付業務及び講師補助業務等、セミナーが円滑に運営されるための業務を行う補助者を1人以上手配すること。なお、補助者については公共サービス業務に適した人材であれば、特に資格、経験を問わないこととするが、事前に職業安定課に職氏名等を登録すること。

(7) 周知リーフレット等

1ヶ月毎にセミナー周知用リーフレットを7,050枚作成し、各安定所へ開催月の1ヶ月前までに届くよう手配すること。なお、リーフレットのデザイン等については、職業安定課担当者と協議して決定すること。

(8) テキスト

セミナーで使用するテキストは、必要な内容を全て盛り込み、基本コースと演習コースとで学習する内容が重複しないよう差別化を図ったうえで別冊に作成し、セミナー受講の際に受講者全員に配付すること。

なお、テキストには、両コースとも次の内容も記載すること。

ア 安定所等関係機関の紹介

イ その他参考となる資料等

また、上記内容を具備したものであれば、既存のテキストを使用しても差し支えないが、いずれの場合にあっても、受講者がわかりやすいものとなるよう図、グラフ、イラスト等に工夫を凝らしたものとし、事前に職業安定課に提出のうえ承認を得ること。なお、承認を受けないテキストの使用は認めない。

(9) その他

ア 受託者は、セミナー当日の受付、会場整備に係る事務、求職者の再就

職支援に係る講演・内容の選定及びテキスト等の作成に係る業務を実施すること。

イ 受託者は、基本コース及び演習コースのセミナー受講希望者から参加申込書を直接電話及びFAXで受理すること。また、そのための専用のダイヤルをフリーダイヤルにて設けること。受託者は、これにより当該セミナー参加申込者名簿（以下「参加者名簿」という。）を作成すること。また、受託者が休日の場合でも、FAXによる申込書は受理し、電話での問い合わせに対しても、自動音声案内等により適切に案内すること。

ウ 受託者は、セミナー当日の運営（受付、進行等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。また、開催当日には、会場の入り口に受付を設置し、セミナー会場であるとの張り紙等を表示することにより、受講者に対する会場誘導等を円滑に行い、終了後は後片付けを行うこと。なお、セミナー終了後に安定所等から広報を行う場合があること。

また、受付においては、受給資格者氏名、利用安定所を確認することとし、必要以外の事項は聴取しないこと。

オ 受託者は、セミナー当日、受給資格者である受講者の受給資格証にセミナー受講の表示を行うこと。受給資格者証を所持していない受給者には受講証明書等を交付すること。

また、受講者の出欠状況を明示した安定所別受講者名簿及び当日の質問事項と講師の受け答え（Q&A）（ただし、雇用保険の受給等に関する質問等については、安定所に問い合わせるよう説明を行うこととし、受託者において、指示、回答等は行わないこと。）に関する報告（後日対応を行うこととした場合には、後日の対応状況も含む）を、安定所担当者に提出し、検収を受けること。

なお、受講者名簿については、奈良労働局との連絡調整等に使用を限定し、それ以外の目的での使用を禁止する。そのうえで、開催日の翌月末までに情報を全て廃棄（紙等に印刷したものについては細断、電磁的記録については消去）すること。

カ 受託者は、受講対象者にアンケートを記入させ、セミナー終了時に回収して安定所担当者に提出すること。なお、アンケート用紙の回収にあたっては、回収箱等に提出を求める等、受講者毎のアンケート内容が特定されない手法で実施すること。

キ 受託者は、各会場で実施したセミナーの受講者数等の実施状況について、随時、職業安定課担当者に報告すること。また、職業安定課担当者は報告を受理する際に、その後のセミナーの実施に対して、改善等を指示する場合があるので、誠実に対応すること。

ク セミナー実施の検収を行うため、以下の資料を作成し、すべてのセミナー終了後、労働局総務部総務課（以下「総務課」という。）あて提出すること。

① 安定所会議室以外の会場を借用した場合は、そのことがわかる資料

- ② セミナーが適正に実施されたことがわかる講師の署名又は押印がなされた資料

## 5 書類等の提出

- (1) 競争参加資格を有する受託事業者であるか否かを事前に関係書類により確認することが必要なことから、受託希望者は、競争参加資格確認書類一式（資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し等）を事前に総務課あてに各一部提出すること。

なお、講師やその派遣体制等セミナーの実施計画に関する確認書類については、以下のとおりであること。

ア 会社概要（就職支援事業に係る実績を含む）

イ セミナーの内容及び時間割等が明確に記載された計画書（案）（セミナー運営手順を示したスタッフ用マニュアル等を含む）

ウ セミナーの主となる講師、その他講師を行うことが確定している者のプロフィール及び講師、補助員一覧

エ テキスト（案）（作成の途中である場合は、作成案など内容が確認できるもの）

- (2) 提出期限

平成27年3月20日（金）12時00分

- (3) 総務課及び職業安定課は上記提出書類に基づき競争参加資格を有するか確認した者のみを入札に参加させることができる。

- (4) セミナーの事前打合せ

受託者は、開札後、セミナーが開催されるまでの期間に、指定会場等において、上記(1)の書類等に基づく職業安定課及び安定所担当者との事前打合せを行うこととしていることから、その場合には、本事業の担当者、講師及び補助員等を出席させること。その際に、改善点等の指示があった場合は、職業安定課担当者と協議したうえで、必要な改善を確実に行うこと。

- (5) 受託者は、本事業の実施内容について、事前に職業安定課担当者と協議し、決定すること。

なお、セミナー実施日時及び会場の変更については、受講対象者に周知後は原則不可とする。ただし、やむを得ない事由により実施日時及び会場を変更する場合は、当該変更の対象となるセミナー実施日の3週間前までに職業安定課担当者に報告し、承認を得なければならない。

## 6 留意事項

- (1) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

- (2) 個人情報保護

受託者は、業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別途定める

「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合、又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかに職業安定課に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(3) 販売・宣伝の禁止

受託者は、セミナー会場等において、受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(4) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

講義等において、受講者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(5) 公正な採用選考に対する配慮

セミナー実施中に、基本的人権を尊重した公正採用選考の考え方に反する指導等を行ったことが確認された場合は、ただちに本セミナーは中止とする。また、その場合、違反行為部分に関しては、委託費の支払いを行わない。

(6) 緊急時の対応

セミナー開催中において事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに安定所の担当者へ連絡すること。

(7) 再委託

ア 委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

イ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について書面により申し出た上で、労働局の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

① セミナーの内容の構成やテキスト作成、セミナー講師等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

② 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が 50%を超えること。

③ 委託業務の全体のセミナー実施回数に対する再委託先の講師による実施回数の割合が 50%を超えること。

ウ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で労働局の承認を得るものとする。

エ 上記イ又はウにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記の守秘義務、個人情報保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、公正な採用選考に対する配慮、緊急時の対応



等については再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(8) 適正な履行確保

求職活動を行う上で必要とされる知識の習得及び就職意欲の喚起を重視しつつ、仕様書の内容に沿ったセミナーを適切に実施すること。また、本事業の適正な遂行を確認するため、必要に応じて実施するセミナーに職業安定課及び安定所担当者が適宜陪席する場合があること。その際、セミナーにおいて受講者に配布する教材・資料等を当該職員に提出すること。

なお、本事業において、受講者から受講者総延べ数の2%以上の苦情等（労働局からの改善指導につながったもの）があった場合は、事業が適正に実施されなかったものと判断し、次期以降の事業において、受託させないことがあること。

(9) 受託事業者は、職業安定課と連携を図り、より効果的なセミナーを実施するように努めること。

7 その他

本仕様書に定めのないものは、職業安定課および総務課と協議する。